

業務部速報



No. 53

発行 19. 1. 17

JR東労組 業務部

申12号「電気部門の変革2022」に関する申し入れ（第1回交渉）

主な議論と確認した内容です！

第1項 今施策については、安全と技術レベルの維持向上が図られ、施策を担う組合員・社員が、不安無く達成感を感じ、高いモチベーションが維持できるものとする。

- ・安全・安定輸送の確保は電気部門の使命であり今後も継続的に取り組む。
- ・社員が不安に感じていることは受け止める。本社として支社・現場に説明をしてきたが、**継続して説明していく。**
- ・二度と死亡災害、事故を起こさないよう再度捉え返し、不幸な事象の撲滅に向かっていく。

第2項 今施策における要員効果については、各実施項目ごとに明らかにするものとし、各交渉単位において具体的に示すこと。

・要員効果の規模が示されないため議論が深まらず問題意識は一致せず！ **2項は継続議論！**

第3項

直轄、パートナー会社における労働条件向上を行うこと。具体的に以下の点を実施すること。

- ① パートナー会社の月単位における夜間作業は10回までを基本とし、やむを得ない月に限り13回までとすること。また、やむを得ない月は年間3回までとすること。
※「やむを得ない月」とは、大規模切替工事がある場合のほか、5条閉鎖工事が2回以上ある場合とする。
- ② 全保守箇所が受け持つ線区の全ての区間（駅構内、駅間、車両基地、変電所、機器室）において、90分以上の作業時間を確保できる間合を設定すること。

- ・夜間作業を減らしていくことを目指す。**認識一致！**
- ・出向先のフロパー社員とJRからの出向者で夜間作業の制限回数が異なるというのは水平分業の視点で馴染まないという問題意識はあるが今回の施策時点で、JRからの出向者の夜間作業回数を**年間概ね120回程度とした2001年の議事録確認の考えは変わらない。**
- ・パートナー会社の夜間作業回数はパートナー会社ごとに決めるものだと主張するも、会社は発注側（JR）から指示するべきではないと認識一致せず！
- ・作業間合いが短いため現場が苦勞している！作業間合いが確保できれば夜間作業回数を抑えられる！
- ・作業間合いの確保については貨物会社や関係する支社間で本社が主導してやっていく。**認識一致！**

第4項 育成プランについて、新幹線部門の分離等施策の内容を踏まえて、見直すこと。

- ・在来線・新幹線それぞれに特化した教育を行う。なお、設計等の在・幹共通部分の内容に関しては変わらない。
- ・2019年は融合教育をしっかりとやっていく。到達レベルは定例の検査ができるレベルと障害時の第1陣として対応できるレベルを目指す。高度なレベルに関してはそれ以降と考えている。
- ・TEMS研修のあり方については2020年までに整理をしたい。
- ・融合教育のスケジュールは現場の実態を踏まえて前広に、技セ・支社に開示していく。
- ・**育成プランで、在・幹交流のための異動は考えていない。**

第5項 安全に関するルール等のあり方を見直し、細部については各支社等が現場実態・環境に則して決定できるようにすること。

- ・本社が支社とパートナー会社を回って意見を聞いて現状を把握している。安全ルールの棚卸しについては着手しているが現場で実感できていない。また、事故・事象があって安全ルールが増えている。ルールは簡素な方が良く認識している。

安全ルールの実施ありきではなく、現場が実行できる体制を整えた上で実施していくべきだ！

第6項 新幹線統括部門と技術センター、メンテナンスセンターの要員規模と、主な業務のフローを作成すること。

要員規模や職場配置の示し方を巡り、議論がかみ合わずに中断！

引き続き、職場の声を基に団体交渉を行ってまいります！次回は1月18日